

## 法学研究科学術雑誌に関する内規

(目的及び名称等)

- 第1条 この規程は、九州国際大学大学院法学研究科（以下「本研究科」という。）学生の学術研究の成果を発表する学術雑誌に関する基本的事項を定めることを目的とする。
- 2 本研究科の学術雑誌を九州国際大学大学院法政論集（以下「法政論集」という。）という。
- 3 法政論集は、毎年1回定期的に刊行する。

(編集委員会)

- 第2条 法政論集の編集に関する一切の事項は、法政論集編集委員会（以下「本委員会」という。）が、これを管掌する。
- 2 本委員会は、本研究科教授会において選任された3名の本研究科教員により構成する。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 本委員会に委員長をおく。

(論文提出資格)

- 第3条 法政論集に掲載する論文を提出できる資格を有する者は、次のとおりとする。
- 一、本研究科修士課程学生及び課程修了後二年以内の者
- 二、前号に準ずる者
- 2 前項第2号に該当する者については、本委員会の認めた者に限る。

(論文掲載手続)

- 第4条 法政論集に掲載する論文は、本委員会の定めた手続に基づき、本規約3条に該当する者よりこれを募集する。
- 2 前項の論文は、指導教授の推薦を要する。ただし、推薦を得られないときは、本委員会の議をもって代えることができる。

(論文掲載条件及び費用負担等)

- 第5条 掲載論文は4万字以内とする。ただし、4万字を超える部分については執筆者が経費負担する。
- 2 論文掲載を希望する者は、とくに異議を申し出ない限り、当該論文のPDF化を承認したものとする。
- 3 抜き刷りは、論文1編につき20部までを執筆者に寄贈する。ただし、それをを超える部

数を必要とする者は執筆者の費用負担で抜き刷りを請求することができる。

(会計)

第6条 法政論集に関する予算の執行は、本委員会の決議に基づいて行う。

2 法政論集に関する会計事務は、本委員会より事務部の所管に委託する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、本研究科教授会において審議する。

附則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月1日）

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成30年4月1日）

この内規は、平成30年4月1日から施行する。